

直近の審査で、現在就学支援金が「不認定」、「加算なし」の方、
就学支援金を申請していない方へ

昨年度7月の収入状況届出（継続支給の審査）の審査は、令和3年1月1日～12月31日の所得をもとに算出された市町村民税の額に基づいております。住民税の額に反映されていない期間のうちに家計が急変する事態があった方にも就学支援金を支給するため「就学支援金家計急変支援制度」が創設されております。

○主な要件

- ・令和3年1月2日以降に対象となる家計急変事由が発生したこと。
- ・令和5年1月～3月の収入状況から年収を推計し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少したこと

○対象となる主な家計急変事由

1 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・負傷・疾病等による療養のために勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- ・自己の責めに帰すことのできない理由による離職

2 保護者等が自営業者などの場合

- ・負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）
- ・営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
- ・妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難な場合
- ・保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- ・常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（30日以上看護、又は常事の介護）

詳しい要件は文部科学省作成の別添のリーフレット「やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります。」、及びリーフレットのQRコードから「家計急変支援申請の手引き」をご覧ください

3 その他

- ・被災による就労困難等（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む）
- ・定年退職、自己都合退職等は対象になりません。
- ・今後年度途中においても家計急変事由が発生し、3か月以上家計の減少が続く場合は本制度の対象になります。

○手続きについて

実際の申請は就学支援金の申請でご利用されたe-Shienを使用しますが、別添のリーフレットや、このお知らせを見て申請のご意思がある方は、**まず学校に連絡し**、必要な提出書類等の案内をうけてください。